

2024年度事業計画

自 2024年4月 1日

至 2025年3月31日

公益財団法人 日本財団

目 次

1. 方針	2
2. 事業計画.....	4
2.1 船舶等振興業務	4
2.1.1 補助事業	4
(1) 海洋船舶関係事業	4
(2) 公益・福祉関係事業	6
2.1.2 協力援助事業.....	7
2.1.3 情報公開事業.....	8
2.1.4 調査研究事業.....	9
2.1.5 社会変革推進事業	9
2.1.6 海洋連携推進事業	9
2.1.7 寄付文化醸成事業	9
2.1.8 ビル運営事業.....	9
2.1.9 貸付事業.....	10
2.1.10 監査	10
2.2 船舶等振興業務以外の業務.....	10
2.2.1 ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた 人々の生活向上のための事業	10
2.2.2 海洋開発技術者育成のための関連調査並びに人材育成プログラム構 築事業	10
2.2.3 障害者就労支援事業	11
2.3 収益事業.....	11
2.3.1 施設貸与事業	11

1. 方針

当財団は、2022年10月1日をもって創立60周年を迎えた。これを契機とし、それまでの歩みを踏まえ、未来志向の事業活動、組織及び役職員のあり方について全組織的に議論し、2023年12月に「日本財団の基本方針」を定めた。

変化の激しい現代社会において、海事・海洋に関する課題や市民生活における課題は、国の内外を問わず多様化・複雑化の一途を辿っている。こうした中において「日本財団の基本方針」を組織の共通認識として、未来志向で業務を遂行する。遂行にあたっては、課題が山積する世の中にあって、社会課題先進国の我が国においては特に、現存する社会課題に優先順位を付けいち早く行動し、様々なセクターのハブとなって成功モデルを作り、民間の活動を促進させ、政府や行政への提案をも行う。

一方、当財団の活動原資であるモーターボート競走法に基づく交付金は、業界が一丸となった長年の施策が実を結び安定的に確保されている。交付金を預かる当財団は、指定法人であることをより強く自覚し業務にあたっていく。助成先を広く募り慎重に審査のうえ、貴重な財源を最大限有効活用し、支援の裾野を広げ公益活動を推進していく。併せて、意思決定プロセスの透明性確保を徹底し、説明責任を全うすることで、船舶等振興機関並びに公益財団法人としての責務を果たしていく。

加えて、船舶等振興業務以外の業務として行政から担い手に選定された事業等を行う。

2024年度の事業計画及び収支予算は、こうした認識に立ち、以下のように作成及び編成した。

業務の遂行にあたっては、公正かつ効率的に実施するとともに、透明性を一層高め、活動理念を見据えながら、「フィランソロピー実践のための七つの鍵」を活動指針とし実践する。

活動理念

痛みも、希望も、未来も、共に。
Share the pain. Share the hope. Share the future.

一つの地球に生きる、一つの家族として。
人の痛みや苦しみを誰もが共にし、
「みんなが、みんなを支える社会」を日本財団はめざします。

市民。企業。NPO。政府。国際機関。
世界中のあらゆるネットワークに働きかけます。
知識・経験・人材をつなぎ、
ひとりひとりが自分にできることで社会を変える、
ソーシャルイノベーションの輪をひろげていきます。

活動指針「フィランソロピー実践のための七つの鍵」

- (1) あまねく平等にではなく、優先順位を持って、深く、且つ、
きめ細かく対応すること
- (2) 前例にこだわることなく、新たな創造に取り組むこと
- (3) 失敗を恐れずに速やかに行動すること
- (4) 社会に対して常にオープンで透明であること
- (5) 絶えず自らを評価し、自らを教育することを忘れてはならない
- (6) 新しい変化の兆しをいち早く見つけて、それへの対応をすること
- (7) 世界中に良き人脈を開拓すること

2. 事業計画

2.1 船舶等振興業務

2.1.1 補助事業

事業計画策定に当たり、新規事業については、目的、計画の具体性、実施の方法と体制、成果の見通し等について多角的に審査した。さらに新たな視点に立って時代や社会の変化に即した民間主導の独自性のある事業については特に配慮した。

継続事業については、社会情勢に対応する事業の役割と期待される成果を勘案して、その必要性を再確認し見直しを行った。

また、事業年度開始後に実施の必要が生じた事業に対応するため、年度内募集を実施する。

(1) 海洋船舶関係事業

わが国の造船・船用業界は、新造船建造量の低迷が続いているが、2020年より導入されたIMO(国際海事機関)による船の排出ガス規制を受け、省エネや環境性能でリードする日本の造船・船用事業者の受注回復が期待されている。しかし、受注回復を確実にするには、中国及び韓国との厳しい価格競争を打開する必要があるとあり、従来の建造体制の効率化や技術者不足を解消する具体策を講じるだけでなく、高付加価値の技術開発による差別化が求められている。そこで、当財団は関係する業界の動向を注視しながら、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けた次世代燃料を適用した環境負荷低減船の開発や、安全で効率的な海上輸送を目指す船舶運航の自動化など、造船・船用業界のイノベーションを促進する事業を支援する。

海洋開発分野においては、日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアムが取り組む日本の海洋開発技術者の育成を中心として、この分野において有数の知識と経験を持つ海外の研究機関等と連携した技術開発を推進し、世界に遅れを取ってきたわが国の海洋エネルギー・鉱物資源開発を促進すると共に、海洋産業の国際競争力の向上に貢献する。

国内の海洋政策については、海洋基本法に基づき実施される海洋基本計画の第4期と当財団の取り組みの調和と差別化を図りながら、専門人材の育成・確保、小中学校・社会教育施設等における海洋教育の推進、海洋に関する国民の理解増進に関して、成果をより一層増幅させるよう活動する。また、海洋ごみ対策を効果的に推進するため、政府及び自治体や非営利団体、企業や学術研究者、報道機関など多様な関係者とネットワークを構築し、課題解決に向けた案件の形成に注力していく。

海外においては、ますます拡大する海上交通に伴う海難事故による被害の深刻化、水産資源の乱獲や海洋環境の汚染など、日々刻々と問題が複雑化しているため、改めて法の秩序に基づく海洋の総合的管理の実現に向けた各国の協調体制の構築が求められている。また、わが国の周辺海域では、

大陸棚の延長や領海問題など、近隣諸国との関係も含めて対応を迫られる課題が山積している。個々の政府による一方的、単一的な対策では、世界が直面する海洋の諸問題に対処することは極めて困難であるため、国連やIMOなどの国際機関、各国の政府、海上保安機関などと協働して対策を促進し、共通の問題解決に向けた諸外国との連携体制を推進、強化することを目指し、国内における多様な関係者との取り組みを進めていく。

以上のとおり、次世代に豊かな海を引き継ぐために、海洋の総合的管理の視座のもと、学校教育における海洋教育の普及促進から、国際的課題に的確に対処できる人材の養成まで、一貫した人材育成に取り組んでいく。また、海洋の利用と環境保全の調和を図る活動を、産官学民と連携して異分野異業種も巻き込んで推進すると共に、全国の様々な地域で次世代を担う子どもや若者を中心に、多様な人が海への好奇心を持ち、行動を促すムーブメントを起こすことを目的とした「海と日本プロジェクト」や海の日行事などの動きも含めた国内における各種制度の構築や社会的な環境整備を図る。

2024年度も引き続き、多様な分野、関係者とつながり、海の未来に夢を描きながら、新たな価値の創出と変革を目指して、下記に掲げる支援の柱のもとに事業を展開する。

1) 海と船の研究

1. カーボンニュートラル社会の実現に向けて、次世代燃料を適用した環境負荷低減船や洋上風力等の再生可能エネルギーに関する技術開発、海上物流のデジタル化の実証実験及び経済効果、産業影響の分析等、産業基盤の強化を図るための活動
2. 世界的に高まる環境問題に対応する技術開発や国際基準等の作成、海外動向に関する情報収集、海底地形を解明するための国際的な取り組み、海洋開発分野をはじめとした人材育成

2) 海をささえる人づくり

1. 国際機関や研究機関等と連携し、海洋問題に対して科学的知見を踏まえて効果的に対処する人材の育成及びネットワーク構築を図る活動
2. 大学における学部横断による学際的な講座の設置など、海洋に関する総合的な教育及び研究を推進する活動
3. 地球規模で進行する海洋生物資源の減少などに対処する、持続可能で総合的な資源管理を担う人材の育成

3) 海の安全・環境をまもる

1. わが国の「海洋基本法」に基づく「海に守られた日本から、海を守る日本」に向けて、総合的な海洋政策の立案・実行を積極的に推進する民間の活動

2. 国際的な海洋管理のための新たな枠組みの構築、法の秩序・遵守に基づく海上安全及び海洋環境保全を促進する活動
3. 海洋ごみや海洋酸性化等の環境問題に対処するため、企業、研究機関、地域等と連携し、科学的知見に基づいた取り組みを推進する活動

4) 海と身近にふれあう

1. 生活をとりまく様々な場や機会を利用して、次世代を担う子どもたちを中心に、海への関心を高めるとともに、海と関わる行動へとつなげるための活動
2. 学校や地域等と連携し、博物館等の社会教育施設を活用した新しい取り組みにより実施する、海や船に関する事業や体験学習等を通じた理解促進活動
3. 海とともに暮らしてきた人々の生活文化や技術を後世に継承するための活動や地域の発展を目指す持続可能な活動
4. わが国の学校教育や社会教育等における海洋教育を広く推進する活動

(2) 公益・福祉関係事業

現在の日本は人口減少、少子高齢化、子どもの虐待や不登校、貧困、自殺、災害、孤立などたくさんの課題を抱えている。わたしたちは、子ども、障害者、高齢者などすべての人が社会から隔絶することなく、できる限り地域に根差して生活し、自らの未来を決定できる、多様性のあるインクルーシブな社会を目指す。さまざまな状況に対応しながら、助成先とのパートナーシップを通じて、個性豊かで活力に満ちた、みんながみんなを支える社会の実現に向け、次のテーマを柱に支援を行う。

1) 子ども

1. 「こども基本法」の理念に基づき、子どもの権利条約や子どもの権利を推進するための取り組み
2. 困難に直面する子どもの生き抜く力を育む居場所づくり
3. 虐待予防や養育困難家庭の支援、また里親や特別養子縁組制度など子どもが地域の家庭で暮らすためのモデル的な取り組み
4. 難病児、医療的ケア児、重度心身障害児など医療依存度の高い子どもとその家族を地域で支える支援拠点づくり
5. ヤングケアラー・若者ケアラーとその家族を支援する取り組み
6. 大学への進学格差の是正や大学の国際競争力の強化等、日本の大学教育における課題解決に向け革新的な取り組みを推進する取り組み

2) 障害者

1. 所在する都道府県の平均賃金・工賃を上回る実績を有している団体

が、生産活動における新たな手法や仕組みにより、現在の平均賃金・工賃を倍増以上にする取り組み

2. 発達特性等により大学生活や就職活動に一定程度の困難さを抱える学生を支援する取り組み

3) 高齢者

1. 個々の事情に寄り添った介護・医療・生活支援が一体となったサポートを受けながら、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができる高齢者の生活の拠点づくり
2. 10人以下の地域に密着した小規模な施設において、人間らしい個別ケアを提供することで高齢者の QOL を高める先進的な取り組み

4) 社会

1. 自治体との協定に基づき発災時に協定福祉避難所を開設する施設において、要配慮者の避難生活のための発電機、蓄電池、電気自動車、簡易トイレ等の機材を整備するもの
2. web3、AI、XR、メタバースなどの先端技術を用い、既存の手法を超えて社会課題を解決し、多様性のある社会づくりを目指した取り組み
3. 自治体や他支援団体等、多様な関係機関との連携により外国人との共生社会及び外国人が活躍できる社会を促進する取り組み
4. スポーツやアスリートが持つ影響力・多くの人を巻き込む力を活用して、社会課題に関する一般生活者の意識・行動変容を促し、社会課題の周知や課題解決を促進する取り組み
5. 新しい手法による日本の文化活動を促進させる取り組み
6. その他、社会課題の解決に関する取り組み

2.1.2 協力援助事業

本事業は、国内では、主として法人格を有しない非営利団体等を通じて、また海外においては NGO や国際機関を通じて支援を行う事業である。

- 1)国内においては、対象とする事業の分野は、2.1.1 補助事業 (1) 海洋船舶関係事業及び (2) 公益・福祉関係事業と同様であるが、協力援助事業においては、より地域に密着したものが特色であり、市民の知恵と工夫を活かした活力ある地域社会をつくりだすことを目指す。また、災害（地震、豪雨、台風など）に対する緊急支援活動及びロシアのウクライナ侵攻により日本に避難したウクライナ人避難民に対する支援を実施する。

2)海外においては、国境を越えた多国間で貧困、飢餓、疾病、紛争など多くの課題が山積している。日本の国際貢献や民間非営利組織の果たすべき役割が一層期待される中、協力援助事業では、これら地域的・地球的課題を解決し、社会的弱者を救済し、より良き世界、より良き未来を実現するための活動を支援する。

各国政府のみでは解決できない上記のような諸課題に対応するには、問題の本質や所在、ニーズを的確に捉えて、迅速かつ効果的な支援を多様な関係者との連携の下で行うことが不可欠である。また、有効な解決方法を模索し実践につなげていくため、豊富な知識と経験をもとに活動する各国・機関における人材の育成と人的ネットワークを構築することが重要である。

2024年度は、以下の3本柱のもと、国連・国際機関、NGOをはじめとする社会セクター、地域コミュニティなど、多様なセクターの環境の変化に柔軟に対応した取り組みを支援する。

1. 世界の絆（相互理解の促進と国際的ネットワークを構築する事業）
人材育成とネットワークの構築、日本に対する理解促進と日本の持つリソースを活用した国際連携、日系社会に対する支援など、諸課題を根本から解決し、新たな価値観や文化を生み出すために不可欠な相互理解の促進と国際的ネットワークの構築を目指す。
2. 人間の安全保障（BHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）を充足する事業）
食糧増産のための農業技術支援、障害者の高等教育支援及び就労支援、義肢装具士の育成、基礎教育及び保健教育の向上、平和構築、コミュニティ開発、困難な状況に置き去りにされている方々への支援を通じて、社会的なハンディを持つ人々が自立し、健やかな生活を送ることができる社会の構築を目指す。
3. 水産資源の枯渇や気候変動に伴う海洋環境の変化などをはじめとした国際的な海を取巻く問題が世界規模で進行する中、組織や分野、国を超えて取り組みや行動の起こせる“海の世界の人づくり”（人材育成）と、人づくりを通じた国際的なネットワークや連携の構築を目指す。

2.1.3 情報公開事業

本事業は、財団の活動状況について積極的に情報発信・公開を行い、モーターボート競走事業と公益活動に対する一般市民の関心や理解を広める。また、多様なセクターと連携し、双方向のコミュニケーションを図ることにより、社会貢献活動への参加意識の醸成や参画機会の創出を促進することで、ソーシャルイノベーションのハブとして社会課題を解決へと導く一助とする。

2.1.4 調査研究事業

本事業では、社会の変化に伴い様々な課題が多様化かつ複雑化する中で、新規事業の発掘及び補助事業の質的向上を図ることを目的とし、海洋船舶関係、公益福祉関係、災害支援関係、海外に関する事業の調査研究を行うほか、補助事業の評価等を実施する。

2.1.5 社会変革推進事業

本事業では、適切な担い手が不在であり早急に取り組む必要のある社会課題に対して、その解決のために先駆的かつ波及効果の期待できる事業の補助事業化を目指しつつ、社会のニーズに対応して財団自らが実施する。

特に、地域における社会課題の解決として災害対策拠点モデルプロジェクト、国境や分野等を超えた社会課題の解決としてミャンマー平和構築支援事業を実施する。

2.1.6 海洋連携推進事業

本事業は、世界規模で進行し、多様なセクターが連携して解決すべき海洋に係る諸課題に対し、財団自らが主体となって、課題解決に向けた機運を醸成するため、国内外の様々な関係者との連携・協調を先導する事業である。

特に、単一の組織や分野だけでは対応しきれない海洋ごみや海洋化学汚染、海洋酸性化等に係る諸課題の解決、2050年カーボンニュートラルも見据えた持続可能な海洋開発のための技術イノベーション、そして各施策を効果的に推進するためのデータ・エビデンス蓄積を目的とした調査、人的ネットワークやプラットフォーム構築を通じて、様々なセクターとの関係性をより強化し、日本のみならず組織や国を越えて海外の政府や企業とも連携を進める。日本国内では、各地の市民が主体的に実施する次世代に豊かな海を引き継ぐための事業を、財団がネットワーク化し全国規模のムーブメントとすることで効果を最大化し、もって国民が海への関心や好奇心を高め、日本のみならず地球規模で海の課題を考えられるようになることを目指す。

2.1.7 寄付文化醸成事業

本事業は、寄付文化の醸成による公益活動の更なる促進を目的に、寄付の受け入れや寄付者の意向に応じた事業の企画・提案を行うとともに、寄付文化醸成のために必要な事業（企業等との連携による事業、一般寄付者向けの周知・啓発、遺贈寄付の普及活動等）を行う。

2.1.8 ビル運営事業

本事業は、公益活動を行う団体に低廉な賃貸料で活動スペースを提供す

る事業である。

当財団を中心に入居団体の協調、情報の共有及び効果的な情報発信を行うことを目的に日本財団ビル、日本財団第二ビルの運営を行う。

2.1.9 貸付事業

本事業は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行う。2024年度も低・脱炭素船舶建造資金貸付制度を継続し、カーボンニュートラル社会の実現に向けた環境負荷低減船の建造を支援する。

2.1.10 監査

助成事業（補助及び協力援助）並びに寄付金による支援事業について、それらの事業が目的に従って誠実に実施されているか、事業者に対し、実地又は書面による監査を行う。また上記事業及び社会変革推進事業が効率的に実施され、期待される成果が得られたかの有効性・波及性の効果を測定する事業評価を行う。なお事業評価は、当財団独自の評価手法（監査部評価）の策定を目指す。

2.2 船舶等振興業務以外の業務

2.2.1 ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業

本事業は、2013年に当財団が外務省より、ミャンマー少数民族武装勢力の支配・影響を受ける地域における紛争被害者を対象とした生活向上支援事業の担い手として選定されたことから、「ミャンマー少数民族武装勢力支配地域等における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業」として人道支援に取り組んできた。

こうしたなか、2021年2月に発生した政変以降、国軍と少数民族武装勢力及び反政府勢力との間の紛争は断続的に発生しており、家を追われた国内避難民は200万人以上との報告もあり、依然として収束の兆しはみえていない。このような混迷を深める状況下においても、当財団は、引き続きミャンマー政府と少数民族武装勢力の両者の合意・連携の下、紛争被害者への一貫した人道支援（食糧、シェルター・学校建設など）を通して、ミャンマー和平に寄与していく。

2.2.2 海洋開発技術者育成のための関連調査並びに人材育成プログラム構築事業

本事業は、海洋開発関連産業に係る企業からの拠出金等を活用し、環境問題に対応する技術の研究開発や海洋資源・エネルギー開発に携わる

わが国技術者の確保を目的として実施する事業である。

2024年度は、海洋開発技術者の確保・育成に向けた、産学官公連携による人材育成システムの構築を目的に、各種調査やセミナー等を実施する。

2.2.3 障害者就労支援事業

本事業は、福祉的就労における工賃向上による障害者の経済的自立の促進を目的に、障害者の就労支援の一環として、自治体が認定する共同受注窓口等を活用した工賃向上モデルを構築し、その有効性を検証のうえ、全国に展開するものである。

2024年度は、行政からの受託事業をもとに、本モデルの更なる実績を積み上げ、全国展開への基礎を構築する。

2.3 収益事業

2.3.1 施設貸与事業

本事業は、当財団が寄付により受け入れ所有するベルズ原宿ビルを営利目的で事業を行う法人等に貸与する事業である。その収益を公益活動のために活用することを目的として実施する。